

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

56

### 告示

- 旅券法関係手数料条例による手数料の徴収委託……………(生活文化局都民生活部旅券課)……………一
- 東京都写真美術館条例による特別閲覧料の徴収委託……………(生活文化局文化振興部企画調整課)……………一
- 東京都計量検定所の手数料の徴収委託……………(生活文化局計量検定所管理指導課)……………二
- 建築士事務所の業務報告書閲覧手数料の徴収委託……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………二
- 宅地建物取引士証交付申請手数料の徴収委託……………(住宅政策本部住宅企画部不動産業課)……………二
- 東京都営住宅条例等による使用料等の収納委託……………(住宅政策本部都営住宅経営部指導管理課)……………二
- 東京都営住宅条例等による手数料の徴収委託……………(同)……………二
- 東京都自動車排出ガス試験等手数料条例による手数料の徴収委託……………(環境局総務部環境政策課)……………三
- 東京都廃棄物条例による手数料の徴収委託……………(環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課)……………三
- 東京都リハビリテーション病院条例による使用料及び手数料の徴収委託……………(福祉保健局医療政策部医療政策課)……………三
- 東京都立心身障害者口腔保健センター条例による

使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………三

○介護支援専門員登録申請手数料等の徴収委託……………(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)……………三

○介護支援専門員再研修受講料の徴収委託……………(同)……………四

○主任介護支援専門員研修受講料の徴収委託……………(同)……………四

○主任介護支援専門員更新研修受講料の徴収委託……………(同)……………四

○東京都母子及び父子福祉資金貸付金償還金の収納委託……………(福祉保健局少子社会対策部育成支援課)……………四

○保育士登録手数料等の収納委託……………(福祉保健局少子社会対策部保育支援課)……………四

○東京都障害者支援施設等の使用料の徴収委託……………(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)……………五

○東京都福祉型障害児入所施設の使用料の徴収委託……………(同)……………五

○東京都東村山福祉園の使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………五

○東京都八王子福祉園の使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………五

○東京都千葉福祉園の使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………五

○東京都清瀬喜望園の使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………六

○東京都立府中療育センターの使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………六

○東京都立東大和療育センターの使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………六

### 告示

●東京都告示第四百九十九号  
旅券法関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十二号)第二条に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日  
東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方  
(一) 名称 公益財団法人東京観光財団  
(二) 所在地 新宿区山吹町三百四十六番地六 日新ビル 六階

二 委託期間  
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

●東京都告示第五百号  
東京都写真美術館条例(平成二年東京都条例第二十号)第五条に規定する特別閲覧料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日  
東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方  
(一) 名称 公益財団法人東京都歴史文化財団  
(二) 所在地 墨田区横綱一丁目四番一号

二 委託期間  
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

まで

●東京都告示第五百一号

計量法関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十四号)第二条及び東京都計量受託検査条例(昭和五十三年東京都条例第九十六号)第六条に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 一般社団法人東京都計量協会

(二) 所在地 江東区新砂三丁目三番四十一号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

●東京都告示第五百二号

建築士事務所の設計等の業務に関する報告書の閲覧手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 一般社団法人東京都建築士事務所協会

(二) 所在地 新宿区新宿五丁目十七番十七号 渡菱ビル 三階

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 委託に係る手数料

手数料の名称

根拠規定

建築士事務所の設計等の業務に関する報告書の閲覧手数料 東京都事務手数料条例(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

●東京都告示第五百三号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二十二條の二第二項又は第二十二條の三第二項に規定する法定講習受講修了者から徴収する宅地建物取引士証交付申請手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 千代田区富士見二丁目二番四号

公益社団法人全日本不動産協会 千代田区紀尾井町三番三十号

一般社団法人不動産協会 千代田区霞が関三丁目二番五号

一般社団法人全国住宅産業協会 千代田区麴町五丁目三番地

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

●東京都告示第五百四号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)、東京都福祉住宅条例(昭和三十五年東京都条例第三十八号)、東京都引揚者住宅条例(昭和二十六年東京都条例第六十一号)、東京都地域特別賃貸住宅条例(昭和六十三年東京都条例第三百三十三号)及び東京都特定公共賃貸住宅条例(平成五年東京都条例第六十五号)に規定する使用料等の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京都住宅供給公社

(二) 所在地 渋谷区神宮前五丁目五十三番六十七号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

●東京都告示第五百五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)、東京都福祉住宅条例(昭和三十五年東京都条例第三十八号)、東京都引揚者住宅条例(昭和二十六年東京都条例第

六十一号)、東京都地域特別賃貸住宅条例(昭和六十三年東京都条例第三百三号)及び東京都特定公共賃貸住宅条例(平成五年東京都条例第六十五号)に規定する使用許可、使用料等、収入超過者及び高額所得者の証明に係る東京都事務手数料条例(昭和二十四年東京都条例第三十号)に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

一 委託した相手方  
東京都知事 小 池 百合子

(一) 名称 東京都住宅供給公社  
(二) 所在地 渋谷区神宮前五丁目五十三番六十七号

二 委託期間  
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

●東京都告示第五百六号

東京都自動車排出ガス試験等手数料条例(平成十一年東京都条例第四十三号)第二条に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

一 委託した相手方  
東京都知事 小 池 百合子

(一) 名称 公益財団法人東京都環境公社  
(二) 所在地 墨田区江東橋四丁目二十六番五号

二 委託期間  
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

●東京都告示第五百七号

東京都廃棄物条例(平成四年東京都条例第四百十号)第二十一条第一項に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

一 委託した相手方  
東京都知事 小 池 百合子

(一) 名称 公益財団法人東京都環境公社  
(二) 所在地 墨田区江東橋四丁目二十六番五号

二 委託期間  
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

●東京都告示第五百八号

東京都リハビリテーション病院条例(平成二年東京都条例第五十三号)第五条に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

一 委託した相手方  
東京都知事 小 池 百合子

(一) 名称 公益社団法人東京都医師会  
(二) 所在地 千代田区神田駿河台二丁目五番地

二 委託期間  
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

●東京都告示第五百九号

東京都立心身障害者口腔保健センター条例(昭和五十九年東京都条例第四十六号)第四条に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

一 委託した相手方  
東京都知事 小 池 百合子

(一) 名称 公益社団法人東京都歯科医師会  
(二) 所在地 千代田区九段北四丁目一番二十号

二 委託期間  
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

●東京都告示第五百十号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十六の項に規定する介護支援専門員登録申請手数料、介護支援専門員証交付手数料、介護支援専門員証有効期間更新手数料、介護支援専門員証書換交付手数料及び介護支援専門員証再交付手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六

号) 第五十八條第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都福祉保健財団

(二) 所在地 新宿区西新宿二丁目七番一号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日

まで

●東京都告示第五百十一号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十六の項々に規定する介護支援専門員再研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五十八條第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都福祉保健財団

(二) 所在地 新宿区西新宿二丁目七番一号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日

まで

●東京都告示第五百十二号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十六の項々に規定する主任介護支援専門員研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五十八條第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

例第八十七号)別表二十六の項々に規定する主任介護支援専門員研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五十八條第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会

(二) 所在地 千代田区飯田橋二丁目九番三号 かつがビル十階

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日

まで

●東京都告示第五百十三号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十六の項々に規定する主任介護支援専門員更新研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五十八條第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会

(二) 所在地 千代田区飯田橋二丁目九番三号 かつがビル十階

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

●東京都告示第五百十四号

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例(昭和三十九年東京都条例第六十六号)に規定する東京都母子及び父子福祉資金貸付金償還金の収納事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五十八條第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 ニッテレ債権回収株式会社

(二) 所在地 港区芝浦三丁目十六番二十号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日

まで

●東京都告示第五百十五号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十七の項に規定する保育士登録手数料、保育士登録証書換交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五十八條第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人日本保育協会  
 (二) 所在地 千代田区麹町一丁目六番地二 アーバンネ  
 ット麹町ビル六階  
 二 委託期間  
 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日  
 まで

●東京都告示第五百十六号

東京都障害者支援施設等に関する条例（平成二十二年東京都条例第五十二号）別表に規定する東京都障害者支援施設等において徴収する同条例第六条第一号イ及び同条第二項に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託内容 委託期間

公益財団法人東京 使用料徴収事務の 平成三十一年四月  
 都福祉保健財団 取りまとめ 日から平成三十  
 新宿区西新宿二丁 二年三月三十一日  
 目七番一号 まで  
 みずほファクター 口座振替による使 同右  
 株式会社 用料の徴収  
 千代田区丸の内一  
 丁目六番二号 新  
 丸の内センタービ  
 ルディング七階

●東京都告示第五百十七号

東京都児童福祉施設条例（昭和三十九年東京都条例第三

十九号）別表に規定する東京都福祉型障害児入所施設において徴収する同条例第四条第一項及び第二項に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託内容 委託期間

公益財団法人東京 使用料徴収事務の 平成三十一年四月  
 都福祉保健財団 取りまとめ 日から平成三十  
 新宿区西新宿二丁 二年三月三十一日  
 目七番一号 まで  
 みずほファクター 口座振替による使 同右  
 株式会社 用料の徴収  
 千代田区丸の内一  
 丁目六番二号 新  
 丸の内センタービ  
 ルディング七階

●東京都告示第五百十八号

東京都児童福祉施設条例（昭和三十九年東京都条例第三十九号）別表に規定する東京都東村山福祉園において診療を受ける者から徴収する東京都児童福祉施設条例第四条第三項から第五項までに規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方  
 (一) 名称 社会福祉法人東京都社会福祉事業団  
 (二) 所在地 新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号  
 二 委託期間  
 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日  
 まで

●東京都告示第五百十九号

東京都障害者支援施設等に関する条例（平成二十二年東京都条例第五十二号）別表に規定する東京都八王子福祉園において診療を受ける者から徴収する同条例第六条第一号ロ、同項第二号並びに同条第三項及び第四項に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人東京都社会福祉事業団  
 (二) 所在地 新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号  
 二 委託期間  
 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日  
 まで

●東京都告示第五百二十号

東京都児童福祉施設条例（昭和三十九年東京都条例第三十九号）別表及び東京都障害者支援施設等に関する条例（平成二十二年東京都条例第五十二号）別表に規定する東

京都千葉福祉園において診療を受ける者から徴収する東京都児童福祉施設条例第四条第三項から第五項まで並びに東京都障害者支援施設等に関する条例第六条第一項第一号口、同項第二号並びに同条第三項及び第四項に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人東京都社会福祉事業団

(二) 所在地 新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

まで

●東京都告示第五百二十一号

東京都障害者支援施設等に関する条例（平成二十二年東京都条例第五十二号）別表に規定する東京都清瀬喜望園において診療を受ける者から徴収する同条例第六条第一項第一号口、同項第二号並びに同条第三項及び第四項に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人東京アフターケア協会

(二) 所在地 清瀬市松山二丁目十八番二号  
二 委託期間  
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

●東京都告示第五百二十二号

東京都立重症重度心身障害児者施設条例（昭和四十三年東京都条例第二十五号）第一条第二項に規定する東京都立府中療育センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方

株式会社ニチイ学館

委託期間

委託時間

株式会社ニチイ学館 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで  
千代田区神田駿河台二丁目九番地 二 年三月三十一日まで  
月曜日から土曜日  
（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。）  
午前八時三十分から午後五時十五分（土曜日にあつては、午後零時四十五分）まで

●東京都告示第五百二十三号

東京都立重症重度心身障害児者施設条例（昭和四十三年東京都条例第二十五号）第一条第二項に規定する東京都立東大和療育センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会

(二) 所在地 世田谷区三宿二丁目三十番九号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

まで

●東京都告示第五百二十四号

東京都立重症重度心身障害児者施設条例（昭和四十三年東京都条例第二十五号）第一条第二項に規定する東京都立東部療育センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会

(二) 所在地 世田谷区三宿二丁目三十番九号

二 委託期間  
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日  
まで

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

